

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 第15回特定個人情報保護評価専門部会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話042-769-8331 (直通)		
開催日時		令和3年7月26日(月) 午後3時～午後4時20分		
開催場所		相模原市役所職員会館地下1階 音響室2		
出席者	委員	3人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	3人(情報公開・文書管理課課長、同総括副主幹、同主査)		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	—
公開不可・一部不可の場合は、その理由		審議内容が相模原市情報公開条例第7条第5号に該当することから、相模原市審議会等公開基準第2条第1項第1号に基づき、非公開。		
議 題		<p>1 諮問予定事案に係る調査審議について</p> <p style="padding-left: 2em;">・予防接種事務に関する特定個人情報保護評価について</p> <p>2 その他</p>		

議 事 の 要 旨

1 諮問予定事案に係る調査審議について

- ・ 予防接種事務に関する特定個人情報保護評価について調査審議を行った。

(事務局) これまでの経過と今後の予定について説明する。

予防接種の事務は元々あり、平成29年から保護評価は担当課で実施していたが、そもそも全市民対象とはしていなかったことから重点項目として評価していた。令和3年になって、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種について、従来の予防接種とは別に評価書を作成するように国から指示があったため、まずは対象人数が30万人未満というしきい値判断で、重点項目評価書を作成し公表した。その評価書について、本日事前点検していただく。続いて、新型コロナウイルスに係る予防接種を全国民対象にするということで、各地方自治体においては、全市民の人数でしきい値判断をし直して評価を再実施することとなった。対象者が全市民ということで、現在の重点項目評価書を全項目評価書にするということで実施機関は準備を開始したが、VRSという国で開発したワクチン接種記録システムについても評価書に記載する必要があり、記載の方法について国からの指示を待つことになった。この事務連絡は4月23日付で発出され、実施機関は全項目評価書の作成に着手しようとしたが、その時点でワクチン接種の業務がひっ迫し、評価書の作成に時間が割けないということで、点検を先延ばしにさせていただき、現在に至っている。

配付資料の国からの事務連絡、2ページのマーカー部分、「VRSを利用する場合、既存の予防接種事務に加えて新たな新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の管理等を行うことになり、特定個人情報等の取扱が新たに生じるため、各市区町村において特定個人情報保護評価の再実施が必要になる」と記載されている。続いて4ページ、評価の実施時期が示されており、特定個人情報保護評価は、システムを構築する場合や重大な変更があるときは、事前に実施することが原則だが、「事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得るものと考えられる。」と記載されており、規則上の規定に基づき、事後となることはやむを得ないと示されている。すでにシステムは導入しており、ワクチン接種の現場で活用し、国に情報を提供している状況である。

その後、新型コロナウイルスワクチン接種課から6月中の評価書の作成が困難であるとの相談を受け、委員の皆様にお話しさせていただいた際に、公表されている重点項目評価書で1回、事前の点検をして、その後、全項目評価書によって本点検を実施、パブリックコメント、2次点検、公表するという形でどうかとお話をいただいたので、今回は、事前点検ということで公表済みの重点項目評価書の点検をしていただくということである。

(齋藤部会長) これより評価書の点検を行うが、今の説明で何か質問ありますか。

(松浦委員) 適切な時期かどうかの判断あるが、今回は緊急時ということで適切と

しているが、本来は事前だが、このシステムは事後で構わないということで、適切という判断をするということでよいか。

(事務局) はい。

(齋藤部会長) 点検報告書の先頭から見ていくということでよいか。

(松浦委員、慎委員) よい。

(齋藤部会長) 1枚目の「適切な時期における評価の実施」。今回は適切な時期という判断でよいか。

(松浦委員) 今回は緊急で問題ないと思うが、今回しきい値判断の結果が変更されたことに伴う再評価ということで、しきい値判断が変わったときはどこなのかということと「速やかに」の目安あれば教えていただきたい。

(事務局) しきい値判断については、予防接種については特定の年代等で、全市民が対象ということにはなかったので、30万人未満という判断をしていた。これが全市民に広がるという話が出たので、その情報があった時点で、それに基づき、速やかに再実施するという事。全項目評価書の作成には時間がかかるので、実施機関の判断にもよるが、1～2か月程度かかると思う。しきい値判断が確定した時点で着手し、完成の目途を待って、全項目評価書の点検という形になるので、本来であれば、もう少し早く点検していただくはずであったと思う。

(齋藤部会長) 元々全項目評価書は、高齢者等、対象者が30万人未満の想定で、重点の評価をしていたと。それについては、適切。情報があって、着手して、完成を待って8月に点検ということで、適切という判断でよいか。

(松浦委員) はい。

(慎委員) 対象になるのが、30万人未満？

(齋藤部会長) 高齢者だと何人くらいになるのか。

(事務局) 高齢者だけだと、30万人未満だと聞いている。当初は高齢者だけという話だったので、その時点では30万人以下という判断した。その後対象が広がるのでそれを見越して全項目評価とするのか、1回重点項目評価とするのかは実施機関で判断する。

(慎委員) 18歳以上になって、30万人超になったら、どうなるのか。18歳以下はどうなるかという話が後で追加されたりしたらどうか。

(事務局) 18歳以上だと30万人を超えているので、全項目評価書で変更はない。あくまでこの評価書は、しきい値判断を行い、そのシステムや事務のリスク軽減をするという宣言なので、すでに30万人を超えているので、18歳以下が加わったとしても、評価書自体に影響はない。

(齋藤部会長) 18歳以下が入っても同じシステムを使うからか。

(事務局) 事務やシステムの内容が変わることがなければ、影響はない。

参考に、少し古い情報だが、令和2年4月時点の65歳以上の人口は、18万7771人、全人口は72万2000人となっている。

(齋藤部会長)「条例で定められた事務ごとに実施している」かどうかについては、3人とも適合しているということでよいと思う。「特定個人情報ファイルの使用目的を明確にできる単位である」の項目もよい。その後の「評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載されている」のところは、いかがか。

(松浦委員) 大丈夫です。

(齋藤部会長) では問題ないということで進めさせていただく。「評価対象事務の記載内容」で、「特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載している」とのところは、慎委員から、情報提供ネットワークシステムの接続の装置の内容がやや分かりにくいとあったので、説明をお願いします。

(慎委員) これは一般に公開していると聞いたので、「中間サーバー」等、記載のとおりだとは思いますが、一般の方が読んだとき、専門的な話になってしまうので、ぱっと分かるか疑問である。親切に用語とか説明するのも難しいかと理解しているし、文章自体はシンプルで分かりやすいと思うが、ただ一般の人が見たときに、やはりわかりにくい。

(齋藤部会長) いつもだと、全項目評価で図解が付いているから、おおよそ分かるが、今回は重点項目でそれがないので。

(慎委員) 書くべきものは書いてあったが。

(事務局) 今、担当課で全項目評価書を作成しているところで、フロー図が付けば、一般の方にも分かりやすいかと思う。

(齋藤部会長) 今回は、市民に点検の結果を公開するわけではないということか。

(事務局) 今回は、まだ事前点検なので。

(齋藤部会長) では、これはこのままで。いずれ、図が付いてくるので。

(慎委員) 図があれば、いい。

(齋藤部会長) 今回の結果は、担当部署にお伝えいただけるということでよいか。

(事務局) はい。今回の結果を全項目評価書に反映するよう伝えている。

今回お答えできない部分は確認して後日メール等でお知らせさせていただくということでもいいか。

(齋藤部会長) 今回、結果をまとめたものは作成しないといったが、もし担当部署に伝えるのであれば、1つにまとめてお渡しすることもできるがいかがか。

(事務局) 今回事前点検なので、今いただいているものをそのまま事務局から担当部署に渡して、意見の内容を伝えるということでもいいか。

(齋藤部会長) よい。では、これはそのままお渡しいただくということで。次の、リスク対策。「特定個人情報の入手」の「リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載している」のところ、意見を付したので、説明させていただく。評価書リスク対策の最初のページ。Ⅲリスク対策、4項目について書かれていて、<運用における措置>、<保健システムにおける措置>、<個人情報テーブル>、<共通基盤システムにおける措置>と書いてあり、この場合のフ

ファイルというのが、これまでは別々のファイルでリスク対策が書かれていたのが、今回は、予防接種ファイルと個人情報テーブルが2つまとめて書かれている。運用における措置も保健システムにおける措置も、予防接種ファイル、個人情報テーブルの両方にかかっている話だと思っていたが、3番目に個人情報テーブルというのがきたので、この前の2つは予防接種ファイルについてだけなのか、個人情報テーブルも含めているのか分からない。どういう位置づけでここに個人情報テーブルというのが突然入っているのかが分からなかったので、分かるように記載してもらいたい。もしくは、全項目評価になったときには別々に書かれてきて、その際にはこの部分が変わるのか。今回修正という訳ではなく、全項目評価の時に分かるように書いていただきたい。

(事務局) 予防接種ファイル、個人情報テーブルの話は、以前担当課に確認したことがあり、そもそもは、住民情報を利用する時に個人情報テーブルをつくっている。また、保健システムの中の1つとして予防接種ファイルがあるとのことで、どこまでを1つの単位とみるかは実施機関の判断に委ねられているが、全体として、個人情報テーブルそれだけでは意味がないテーブルと思うので、まとめて1つではないかと思っている。全項目評価書の作成にあたって、分けるのか、1つにするのか、加えてもう1つVRSがある。国の事務連絡の中でも、リスク対策というのは、全体で1つのファイルなのだから、1つのリスク対策に既存のファイルとVRSを一緒にして記載するようにと書かれている。実施機関でも判断に迷っている。いずれにしても、分かりやすく書くようにする。

(齋藤部会長) 細かくて、報告書には書かなかったが、運用における措置のところの2行目、「IDとパスワードで管理しており」と書いてあり、その後には、「ユーザーIDによる識別」というような表現が出てきている。「ID」と「ユーザーID」は同じものなのか。同じなら表現を統一してもらいたい。次に、その後の妥当かどうかだが、先ほどの問題が解決されれば妥当と判断したが、他の2名の委員からもそれぞれ意見があったので、松浦委員からお願いします。

(松浦委員) <保健システムにおける措置>と<個人情報テーブル>のところに、利用可能機能の権限設定及び制限により、権限がない者による目的外の入手を防止しているという記載があるが、具体的にこう制限しているというものがあれば書いてもよいと思う。

他は具体的に書かれているが、個人情報テーブルについては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証のほかには何かあるのかないのか分かりにくい。

(齋藤部会長) 記載の仕方が分かりにくいので、分かりやすく記載してください。

(齋藤部会長) 次の「特定個人情報の使用」の「リスク1：目的を越えた紐づけ、～」が記載されているかは、3名とも記載されているとしていて、その次の妥当性のところ、松浦委員からお願いします。

(松浦委員) <共通基盤システムにおける措置>のところの①、「～以外で個人番号

の検索を行えないこととする」というのは、システム上のことなのか、教育上のことなのかが一見文章読んだだけでは分からなかったので、分かりやすく書いていただいた方がいいと思う。

(齋藤部会長)「こととする」というのが、予定なのか、既に行っているのかがわからない。しているなら「している」だし、予定なら「こととする」と表現。

(事務局)当初作成する段階では、やっていなくて「こととする」と書いていて、見直した時点では、「している」という表現が正しいと思う。こととするという表現はおかしいと思うので、していれば「している」という表現にするように伝える。

(齋藤部会長)仮に行っているとしても、教育上のことなのかシステム上のことなのかわからない。

(事務局)そこもご指摘を伝える。

(齋藤部会長)では、慎委員の方で、マスキング処理について。

(慎委員)個人番号の一部をマスキングするというのはよくあると思うが、全てマスキングなのか、確認するために一部をマスキングするのか疑問。全てマスキングならそもそも表示する必要がないのではないか。例えば、下4桁だけ表示させて紙の書類と確認する等はよくあるが、そのようなものなのか、個人情報だから全てマスキングされて表示されるのか。

(事務局)他の業務でもこのようなことはあって、IDや利用者はその都度ログインして入るので、その時に個人番号利用事務に従事すると指定した人は見ることができ、それ以外の人ログインしたときには表示されないというアクセス制限をしているというのが他の業務ではある。

(慎委員)権限によって、表示するものとか、表示しないものをマスキングするか。

(事務局)他の業務ではそういうことがあり、そういう意味かもしれない。

(齋藤部会長)その次、評価書だとリスク2の「権限のない者による不正な使用」、慎委員記入されているので、ただしのところ、ご説明をお願いします。

(慎委員)先ほどと同じ。

(齋藤部会長)保健システムの②、「システムにアクセスできる権限を制限する」のところ、誰に制限するかなどが具体的でないということによいか。

(慎委員)はい。

(齋藤部会長)＜保健システムにおける措置＞の②も、＜個人情報テーブル＞の②も、同じ書き方になっている。＜共通基盤システムにおける措置＞のところも同じような感じ。アクセスできる権限の制限のところの曖昧さを問題にされているのかと。

(慎委員)業務を担当する方が何人か決まっているのか、仕事ごとにIDカード、パスワードが渡されて運用しているのかよく分からなかった。担当が何人と人数は決まっているのか。

(事務局) はい。業務ごとに、どの職員がという仕分けがしてあって、システム管理者の方で設定していると思う。

(慎委員) 業務に関係ない人はアクセスできないようになっているのか。

(事務局) はい。

(慎委員) 全般的に制限があると書いてあったが、権限ある人というのが、いわゆる I Dカードとか持っていれば権限あるのか、仕事に関わっている人なのか。よく分からなかった。

(齋藤部会長) おそらく、担当課の人しかアクセスできないということなのだと思うが、そこが分かりにくい。どこまで詳しく書くべきか。詳しく書くことでリスクが増すのも困る。お伝えいただいて、これ以上詳しくする方がリスクが増えるというのであれば、このままの記載でよい。あとは、<個人情報テーブル>が突然出てくるので、気になる。また I Cカードという文言が出ていて、以前 I Cカードと I Dカードは違うものだという説明があり、我々は分かるが、市民には分からないので、I Cカードは何かとカッコ書きなどでいいので示して欲しい。I Dカードとは違うものという記載が欲しい。

(事務局) 承知した。

(齋藤部会長) 評価書の次のページ、「委託先における不正な使用等のリスク」、妥当性について慎委員からご意見があったのでお願いします。

(慎委員) 再委託は今回行われるということか。

(齋藤部会長) 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に、再委託範囲の明確化というのがあったので、それでいいような気がしてしまいましたが、実際にどこまで責任をもって把握しているかは書かれていないので、そこまで書くべきなのか。

(慎委員) 最近では、情報の漏洩は、人によるものがほとんどなので。再委託となった場合、どこまで責任の範囲が決められているか心配。どんなにセキュリティを厳しくしても、例えば U S B でコピーして持って行かれてしまったら。

(齋藤部会長) 委託範囲の明確化に加えて、再委託先に対する責任が何か書かれていれば安心。ご検討ください。続いて、「不正な提供・移転が行われる」かどうか。ここは、提供・移転しないに〇が付いているから、対象外ということでしょうか。

(事務局) はい。

(齋藤部会長) 全項目の際には対象となるかもしれないが。

(事務局) はい、あります。

(齋藤部会長) 続いて、「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」で、まず「リスク 1 : 目的外の入手が行われるリスク」、慎委員をお願いします。

(慎委員) システムの流れ等が文章のみでは分かりにくい。リスク 1 と 2、両方同じ内容なのか。

(齋藤部会長) 同じことをやっているのかと思うが、異なる記載なので、何か違い

があるのか気になった。結局同じなのか違うのか、よくわからない。「対応している」とは、チェックを実施しているから対応していることを言いたいのか、2は「チェックを実施している」と書いているが、1は「対応している」という書き方なので。そうした対応とは何か。情報照会、評価書を受領してから照会を実施するというのと違うやり方なのかがよくわからない。表現が違うだけなのかもしれないが、わざわざ変えているのかと考えると、違うのかなとも感じてしまう。

(事務局) 中間サーバーは国で用意したもので、国の方でこう書いてくださいと指示がされているかもしれない。

(齋藤部会長) もしかすると、国の方で違う表現なのかもしれないが、こちらも確認してください。先ほどと同じで、「こととする」としている部分もしているなら「している」と記載してください。その後の、「リスク2：不正な提供・移転が行われるリスク」については記載されており、妥当だと判断した。

(慎委員) リスク2は不適切な方法で入手が行われるリスク、リスク5は不正な提供・移転が行われるリスクなので、番号が違っていると考えた。

(齋藤部会長) 不適切な方法で入手ではなく、不正な提供。ここが本当は5。

お二方とも問題ないと判断しているので、どちらかを修正してください。慎委員が問題にされていた、リスク1と2改め5のところの記載、中間サーバーの記載が異なるものなので、同じことをしているのであれば、同じような記載にしてください。「7. 特定個人情報の保管と消去」、ここについては記載はされているが、対策が書いている訳ではなく、十分に行っているとしか書いていないので、記載されていないと判断したが、【物理的対策】のところ、記載があるということで、記載されていて、妥当ということに修正させていただく。最後の、研修のところ、「9 従業員に対する教育・啓発」、記載されているかどうかだが、基本的に記載されているが、研修のタイミングが年1回なのか、それとも異動時だけなのか、新規の時については、配属1年目というような書き方しているが、それ以外いつ頃にどういうタイミングか分からないので、記載するリスクがないなら書いて欲しい。妥当性について、慎委員からご意見お願いします。

(慎委員) 力を入れているようなので、それだけでなく、実際に資格を取ったりすること等もあるので、それも考えていただければと思う。安心感というか、きちんと認証されている市であるということで、効果があると思う。

(齋藤部会長) 市や市役所単位で取られることもあるし、部署ごとにも取れるので。

(慎委員) やはり内部だけの点検だと、きちんとやっても何らかの問題が出た場合、責任が。きちんとやっているのかということがまずくるので。その場合、第三者の資格を取っていたりすると。資格を取っていて、それに準じてきちんとやっていますと納得させたりとかもできる。

(齋藤部会長) 自己点検で自己評価されたものを第三者点検、それ以外に外部の機関にということもご検討いただきたい。担当部署でできないですかね。

(慎委員) 予算もけっこうかかる。

(齋藤部会長) 研修の頻度も増えたりもしますよね。

(事務局) 以前にもお話いただいている、DX推進課の検討の俎上にはあがっているが、お金もかかるので。今は流利的に自分たちでやるというよりは、ほかを使うという外注という流れはあり、そういったものを外に出すという意味合いは持てると思う。

(齋藤部会長) 以上で、重点項目の評価書に対する点検報告書の確認は終了。記載はないが、お話しておきたいということがあればお願いします。

(慎委員) 1年目とか新任に対してとか書いてあったが、定期的にそのような意識を高めたりするような研修等が行われた方がいいと思う。

(齋藤部会長) 委員の意見としては書いていないが、特定個人情報保護評価の第三者点検は、実際に行っている施策の妥当性と、それに対する評価の妥当性が基本的に我々の判断だと思うが、それに加えて、市民にとって分かりやすい評価書になっているかというその3点で点検している。施策そのものの妥当性に疑問が付くことはほとんどないと思うが、されているけれども記載がない、評価についても事後の評価というのは評価の妥当性にも疑問点はほとんどないと思うが、市民にとっての分かりやすいものになっているかどうか、中心になっていると思う。実際の施策や評価についての妥当性は疑わしいものはないが、表現を注意していただけると、すごくいい評価書になると思う。個々の事務に対する施策については特に問題ないが、この先のことを考えて、第三者の機関の認証を取ったり、研修等も頻度を高めてやっていただければいいと思う。個別のものではなく、市全体として、すべての事務においてということで、というのが我々部会の意見。

(慎委員) ネットワーク上で、すべての事務が行われていると思っていたが、媒体、評価書の4枚目、フラッシュメモリの媒体に○が付いていたので、そうするとテーブルの情報をフラッシュメモリでやり取りは行わないということですね。

(事務局) 確認します。フラッシュメモリということはないと思う。

(慎委員) 中間サーバー等限られている場所の端末と書かれていたが、ここだけフラッシュメモリに「○」が付いていた。このような媒体で情報のやり取りが行われている場合、データはきちんとアップされているとか、決められているのですよね。

(事務局) 確認するが、フラッシュメモリではなく、普通のメモリーとか電子媒体の可能性もあるが、そういった対策も取られているか確認します。

(齋藤部会長) 以前、メモリーを庁内で持ち運びするという事務があったかと思うが、今回図が無かったのでそこが分からなかったが、図があれば、どの場所でメモリ使っているのか分かると思うので、全項目評価の時には図のところをよく確認させていただく。次の全項目の点検の時に、本当にメモリを使っている

のであれば、図に出てくると思うので、違う建物に持ち運んでいるのなら入念にチェックしていく必要もあると思う。以上で重点項目評価についての点検は終了でよいか。

(松浦委員、慎委員) よい。

2 その他

- ・次回の日程について、令和3年8月23日(月)午後3時からの開催を予定することとし、審議内容が相模原市情報公開条例第7条第5号に該当することから相模原市審議会等公開基準第2条第1項第1号に基づき、非公開で開催することとした。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
特定個人情報保護評価専門部会 委員出欠席名簿
(令和3年7月26日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備 考
1	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	部会長
2	松浦 薫	弁護士	出席	副部会長
3	慎 祥揆	東海大学情報理工学部 コンピュータ応用工学科准教授	出席	

任期は令和5年6月30日まで